

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 5 月 17 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

- ・ 齊藤国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）中村裕之君（自民）、國重徹君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

中村裕之君（自民）

- （1） 労務費に関する基準
 - ア 国が職種や地域の差を考慮し受発注者共に分かりやすく示すための労務費に関する基準の設定の仕方
 - イ 労務費に関する基準が逆に賃上げの足かせとならないための適切な更新の頻度の考え方
- （2） 本改正案によって民間契約において発注者が受注者からの契約変更協議に誠実に応じる努力義務が課されたことの実効性を公正取引委員会とも連携し担保する必要性
- （3） 公共工事のスライド条項において一定割合を受注者に負担させる運用を国土交通省が自らが模範となって改める必要性

國重徹君（公明）

- （1） 標準労務費を新たに設ける背景及び意義
- （2） 本改正案第 20 条における標準労務費を「著しく下回る」見積り等の禁止
 - ア 標準労務費について具体的な数値基準を示さず「著しく下回る」と規定した趣旨
 - イ 都道府県知事による発注者への勧告の判断の参考となる具体的な基準を国と共有する必要性
 - ウ 一般の発注者が一定の予見可能性を確保する観点から、標準労務費を「著しく下回る」に該当する目安やその違反事例等について示す必要性
- （3） 本改正案第 20 条の 2 第 2 項における受注者から注文者へのリスク情報の通知の義務付け
 - ア 受注者から注文者へ通知しなければならない資材価格の高騰等に関する情報の範囲及びその内容を分かりやすく示すガイドライン等の必要性
 - イ 受注者にリスク情報の通知が義務付けられているのに対し、注文者については誠実に協議に応じる努力義務とした理由及び義務付けとする必要性